

長崎医療こども専門学校 シラバス作成・公表の規定

(目的)

第1条 この規定は、長崎医療こども専門学校（以下「本校」という。）におけるシラバスの作成及び公表を適切に行うための事項を定める事を目的とする。

(定義)

第2条 シラバスとは、各授業科目の詳細な授業計画。一般に、学校の授業名、担当教員名、講義目的、各回ごとの授業内容、成績評価方法・基準、準備学修等についての具体的な指示、教科書・参考文献、履修条件等が記されており、学生が各授業科目の準備学修等を進めるための基本となるもの。また、学生が講義の履修を決める際の資料になるとともに、教員相互の授業内容の調整、学生による授業評価等にも使われる。

また、授業内容の概要を総覧する資料（いわゆるコース・カタログ）とは異なり、科目の到達目標や学生の学修内容、準備学修の内容、成績評価の方法・基準の明示が求められる。

(学校評価等委員会)

第3条 シラバスの作成及び公開を適正に行うため、学内に学校評価等委員会（以下「委員会」とする。）を置く。

2 委員会の業務及び委員会の構成、委員会の運営等必要な事項については、別に定める。

(シラバスの作成方法)

第4条 シラバスは、別に定める「長崎医療こども専門学校 シラバス作成のためのガイドライン」に準拠して作成する。

(作成・公表の時期)

第5条 シラバスの作成及び公表の時期は次の通りとする。

1 作成時期

当該授業を行う前年度末までに作成をする。なお、シラバス作成に当たっては、学校評価等委員会に設置している教育課程編成委員会にて教育課程の編成を行った後で、各科目のシラバスの作成をする。

2 公開の時期

学生に対しては、年度初めのオリエンテーションで公開し、ホームページ上では毎年7月末までに公開する。

(シラバスの公開の方法)

第6条 シラバスの公開方法は次の通りとする。

1 学生に対する公開方法

学生便覧に記載して公開する。

2 不特定多数の人が閲覧できるように、本校のホームページ上で公開する。

この規定は、平成31年4月1日から施行する。